

橋本市規則第 26 号

紀見こども園の開園に伴う関係規則の整備に関する規則を、別紙のとおり
公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

紀見こども園の開園に伴う関係規則の整備に関する規則

(橋本市立こども園条例施行規則の一部改正)

第1条 橋本市立こども園条例施行規則(平成20年橋本市規則第35号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
(職員) 第4条 こども園に園長、<u>保育教諭</u>、教諭、保育士その他の職員を置く。 (教育保育時間児の入園<u>手続</u>等) 第9条 教育保育時間児に係る入園、退園その他保育の利用に係る手続きは、橋本市<u>教育・保育給付認定</u>及び保育の利用に関する条例施行規則(平成26年橋本市規則第23号)の例による。 (教育時間児の入園<u>手続</u>) 第10条 略 2 略 3 市長は、前項の規定により入園の決定を行ったときは、橋本市<u>教育・保育給付認定</u>及び保育の利用に関する条例施行規則第21条第1項の規定(同規則第20条の利用調整に係る部分を除く。)の例により、保護者に通知するものとする。 (教育時間児の退園及び停園<u>手続</u>) 第11条 略 2 市長は、条例第7条の規定に基づき退園又は停園を命ずるときは、橋本市<u>教育・保育給付認定</u>及び保育の利用に関する条例施行規則第24条第2項の規定の例により、保護者に通知するものとする。 (<u>意見聴取を行う業務</u>) 第21条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</u> (1) <u>幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定</u> (2) <u>幼保連 携型こども園の設置及び廃止</u>	(職員) 第4条 こども園に園長、教諭、保育士その他の職員を置く。 (教育保育時間児の入園<u>手続き</u>等) 第9条 教育保育時間児に係る入園、退園その他保育の利用に係る手続きは、橋本市<u>支給認定</u>及び保育の利用に関する条例施行規則(平成26年橋本市規則第23号)の例による。 (教育時間児の入園<u>手続き</u>) 第10条 略 2 略 3 市長は、前項の規定により入園の決定を行ったときは、橋本市<u>支給認定</u>及び保育の利用に関する条例施行規則(<u>平成26年橋本市規則第23号</u>)第21条第1項の規定(同規則第20条の利用調整に係る部分を除く。)の例により、保護者に通知するものとする。 (教育時間児の退園及び停園<u>手続き</u>) 第11条 略 2 市長は、条例第7条の規定に基づき退園又は停園を命ずるときは、橋本市<u>支給認定</u>及び保育の利用に関する条例施行規則第24条第2項の規定の例により、保護者に通知するものとする。

(委任) 第22条 略 別表第1(第3条関係)		(委任) 第21条 略 別表第1(第3条関係)	
こども園名称	定員	こども園名称	定員
略	略	略	略
応其こども園	略	応其こども園	略
紀見こども園	教育保育時間児の定員は、76人とする。 教育時間児の定員は、9人とする。		
別表第2(第7条関係)		別表第2(第7条関係)	
こども園名称	開園時間	こども園名称	開園時間
略	略	略	略
応其こども園	略	応其こども園	略
紀見こども園	午前7時00分から午後7時00分まで		

(橋本市立保育所条例施行規則の一部改正)

第 2 条 橋本市立保育所条例施行規則(平成 18 年橋本市規則第 86 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	定員	名称	定員
三石保育園	150人	紀見保育園	120人
略	略	三石保育園	150人
		略	略

(橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年橋本市規則第 21 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(会計年度任用職員等級別基準職務表の適用範囲) 第3条 条例別表第2の(2)の項基準となる職務の欄の規則で定める職務は、<u>保育教諭</u>、障害支援区分認定調査員、要介護認定調査員、介護支援専門員、主任介護支援専門員、手話通訳士(者)、発達相談員、医療扶助相談支援員、就労支援員、自立支援相談員、家庭相談員及び母子・父子自立支援員とする。 2 略	(会計年度任用職員等級別基準職務表の適用範囲) 第3条 条例別表第2の(2)の項基準となる職務の欄の規則で定める職務は、<u>幼稚園教諭</u>、障害支援区分認定調査員、要介護認定調査員、介護支援専門員、主任介護支援専門員、手話通訳士(者)、発達相談員、医療扶助相談支援員、就労支援員、自立支援相談員、家庭相談員及び母子・父子自立支援員とする。 2 略

(橋本市職員の名称に関する規則の一部改正)

第4条 橋本市職員の名称に関する規則(平成18年橋本市規則第45号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前												
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)												
<table> <tr> <th>職名</th><th>職種</th></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>一般事務員、保育士、<u>保育教諭</u>、<u>発達相談員</u>、<u>社会福祉士</u>、<u>精神保健福祉士</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	職種	事務職員	一般事務員、保育士、 <u>保育教諭</u> 、 <u>発達相談員</u> 、 <u>社会福祉士</u> 、 <u>精神保健福祉士</u>	略	略	<table> <tr> <th>職名</th><th>職種</th></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>一般事務員、保育士、発達相談員、精神保健福祉士</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	職種	事務職員	一般事務員、保育士、発達相談員、精神保健福祉士	略	略
職名	職種												
事務職員	一般事務員、保育士、 <u>保育教諭</u> 、 <u>発達相談員</u> 、 <u>社会福祉士</u> 、 <u>精神保健福祉士</u>												
略	略												
職名	職種												
事務職員	一般事務員、保育士、発達相談員、精神保健福祉士												
略	略												
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)												
<table> <tr> <th>職名</th><th>補職名</th></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>理事、危機管理監、部長、会計管理者、参事、部次長、監補、課長、室長、所長、館長、センター長、主幹、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、センター長補佐、園長、副園長、副課長、副室長、副所長、副主幹、専門員、係長、主任、主任保育士、<u>主任保育教諭</u>、主査、副主任保育士、<u>副主任保育教諭</u>、副主査、主事、保育士、<u>保育教諭</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	補職名	事務職員	理事、危機管理監、部長、会計管理者、参事、部次長、監補、課長、室長、所長、館長、センター長、主幹、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、センター長補佐、園長、副園長、副課長、副室長、副所長、副主幹、専門員、係長、主任、主任保育士、 <u>主任保育教諭</u> 、主査、副主任保育士、 <u>副主任保育教諭</u> 、副主査、主事、保育士、 <u>保育教諭</u>	略	略	<table> <tr> <th>職名</th><th>補職名</th></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>理事、危機管理監、部長、会計管理者、参事、部次長、監補、課長、室長、所長、館長、センター長、主幹、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、センター長補佐、園長、副園長、副課長、副室長、副所長、副主幹、専門員、係長、主任、主任保育士、主査、副主任保育士、副主査、主事、保育士</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	補職名	事務職員	理事、危機管理監、部長、会計管理者、参事、部次長、監補、課長、室長、所長、館長、センター長、主幹、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、センター長補佐、園長、副園長、副課長、副室長、副所長、副主幹、専門員、係長、主任、主任保育士、主査、副主任保育士、副主査、主事、保育士	略	略
職名	補職名												
事務職員	理事、危機管理監、部長、会計管理者、参事、部次長、監補、課長、室長、所長、館長、センター長、主幹、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、センター長補佐、園長、副園長、副課長、副室長、副所長、副主幹、専門員、係長、主任、主任保育士、 <u>主任保育教諭</u> 、主査、副主任保育士、 <u>副主任保育教諭</u> 、副主査、主事、保育士、 <u>保育教諭</u>												
略	略												
職名	補職名												
事務職員	理事、危機管理監、部長、会計管理者、参事、部次長、監補、課長、室長、所長、館長、センター長、主幹、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、センター長補佐、園長、副園長、副課長、副室長、副所長、副主幹、専門員、係長、主任、主任保育士、主査、副主任保育士、副主査、主事、保育士												
略	略												

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 第1条の規定による改正後の橋本市立こども園条例施行規則別表第1及び第2に規定する紀見こども園に係る入園手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。